

議案第26号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

定期利用の利用料金の上限額に、学生に係る上限額を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「3,000円」の次に「（規則で定める学校に在学する者にあつては2,100円）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る利用について適用し、施行日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の第16条第1項の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。